

令和5年5月2日
総務企画局人事部人事課

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の秘密の漏えい及び個人情報の不当利用について

(1) 職 員 中央区係員 (30代)

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、令和4年3月31日、福岡市中央区の飲食店において、知人2名に対し、道路下水道局の職員から入手した市道内私有地に関する相談者の氏名や相談内容などが記載された資料を渡し、職務上知り得た秘密を漏らし、令和5年3月13日に地方公務員法違反の容疑で逮捕され、同年4月3日に起訴された。

また、令和4年2月頃に、貝塚駅周辺土地区画整理事業に関する地権者の氏名や連絡先などが記載された資料を知人に渡し、職務上知り得た秘密を漏らしたとして、令和5年4月11日、地方公務員法違反の容疑で逮捕されたもの。

(4) 関係職員の処分

① 課長級職員

処分の内容：文書訓戒

処分事由：部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

② 係員

処分の内容：文書訓戒

処分事由：個人情報が含まれる資料について不適切に取り扱ったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 吉村

人事第2係長 三坂

電話：711-4121（内線1351）